

第1条（規約の目的）

MATSUI SECURITIES CARDポイントサービス規約（以下「本規約」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と松井証券株式会社（以下「松井証券」といいます。）が提携して発行するMATSUI SECURITIES CARD（以下「本カード」といいます。）のカードショッピング利用代金に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対して提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

1. 本ポイントサービスは、会員の本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社が松井証券カードポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。
2. 本ポイントは、当社所定の約定支払確定後に本会員に付与し、当該ポイントは毎月末日迄に松井証券が運営管理するポイント（以下「松井証券ポイント」といいます。）に自動的に移行し付与するものとします。
3. 会員の本カード利用によるポイント付与は本ポイントのみとし、当社が別に提供するポイントサービスの提供を受けることはできません。
4. 会員が本ポイントサービス以外に当社が別で提供するポイントサービスの提供を受けている場合であっても、当該サービス間のポイント付替・合算などはできません。

第3条（本ポイントの換算・付与）

1. 当社は毎月の当社所定日に締め切られた新規のカード利用代金合計に応じて、当社所定の割合及び方法により換算した本ポイントを本会員に付与します。
2. 前項の換算・付与には、E d y、n a n a c o等の電子マネーの各チャージ利用代金、カードショッピングの手数料、カードキャッシングの融資金及び利息、カード年会費、会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金、その他当社所定のカードショッピング利用代金及び手数料は含まないものとします。
3. 本ポイント換算・付与の対象となるカードショッピング利用代金に返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算又は加算されます。
4. 当社は、本会員に対して付与する本ポイント数等を、当社が会員に対して連絡するご利用代金明細書又はインターコムクラブのご利用代金明細照会により、通知するものとします。

第4条（本ポイントの還元条件）

本ポイントサービスは、以下の条件を全て満たしている場合にのみ行われるものとします。

- （1）当社が松井証券にポイント情報を通知する時点で、本会員が本カードの会員資格を有していること。
- （2）松井証券が本ポイントを松井証券ポイントに移行し付与する時点で本会員の松井証券が指定する取引口座が有効であること。

第5条（公租公課）

本ポイントサービスにより本会員が還元を受けた商品等について公租公課が課せられる場合は、本会員が公租公課を負担するものとします。

第6条（権利の消滅等）

1. 本会員が、理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、当社は本会員に通知することなくポイントの付与を中止し、既に付与されているポイントを、全て自動的に失効させることができるものとし、本規約における本会員の権利の全部が自動的に消滅するものとします。

2. 当社がポイントを付与した後に、ポイント付与の対象となるカードショッピングについて返品、キャンセルその他当社がポイントの付与を取り消すことが適当と判断する事由が生じた場合、当社は付与したポイントを取り消すことができますものとします。
3. 本会員が、次のいずれかに該当したときは、当社は本会員へ事前に通知することなく本会員が保有するポイントの一部又は全部を取り消すことができますものとします。
 - (1) 違法又は不正な手段によりポイントの付与を受けている疑いがあると認められる場合。
 - (2) 本規約又はその他当社が定める規約等のいずれかに違反した場合。
 - (3) ポイント付与の対象となるカードショッピングが会員資格喪失事由に該当するなど、当社が本会員に付与したポイントを取り消すことが適当と判断した場合。
4. 当社は、取り消し又は消滅したポイントについて、一切の補償及び責任を負わないものとします。
5. 本ポイントの還元により、既に本ポイントが松井証券ポイントに移行し付与されている場合に、次のいずれかに該当したときは、本会員は当社の請求に基づき直ちに移行し付与された松井証券ポイントに相当する金額を当社の指定する方法にて、当社に支払うものとします。
 - (1) 第4条に定める還元条件を満たしていないことが判明した場合。
 - (2) 上記、第2項および第3項のポイント取り消し事由に該当すると、当社が判断した場合。

第7条（権利の譲渡）

本会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、又は相続させることはできません。

第8条（本ポイントサービスに関する疑義等）

ポイントの有効性、ポイント付与数、還元資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、本会員はその決定に従うものとします。

第9条（変更・中止・終了等）

1. 当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、又は中止もしくは終了することができるものとします。
2. 前項により、会員に損害が生じた場合にも、当社並びに松井証券は一切の責任を負いません。

第10条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は日本国の法令等が適用されるものとします。